

チャンネル設定の方法について

チャンネル設定するテレビが、市の共同受信施設のテレビ放送を受信しているか、建物に設置しているUHFのアンテナで受信しているかを確認してください。市の飛行場周辺共同受信施設は、ミッドバンド周波数帯域（VHF：108～170MHz）で送信し、新星・蘭越地区共同受信施設は、UHF周波数帯域（470～770MHz）で送信しています。なお、UHFのアンテナが設置されている場合は、通常UHF周波数で受信しています。（市の共同受信施設の区域は、『市が管理している共同受信施設について（テレビ共同受信施設区域図）』を参照してください。）

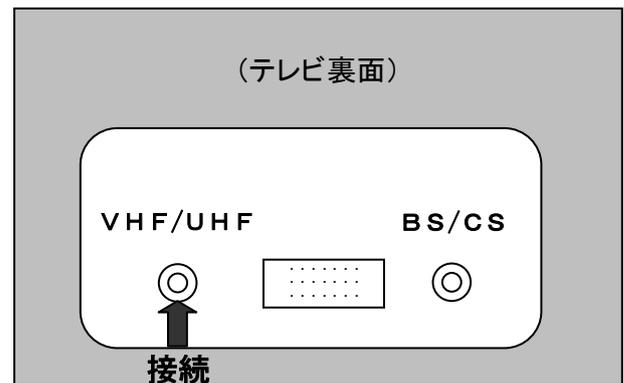
図1 テレビのアンテナ入力端子の接続方法

＜地上波入力が2端子のデジタルテレビの例＞



※地上アナログ（廃止 H23.8～）と地上デジタルのアンテナ入力端子が別々の場合は地上デジタル端子に接続

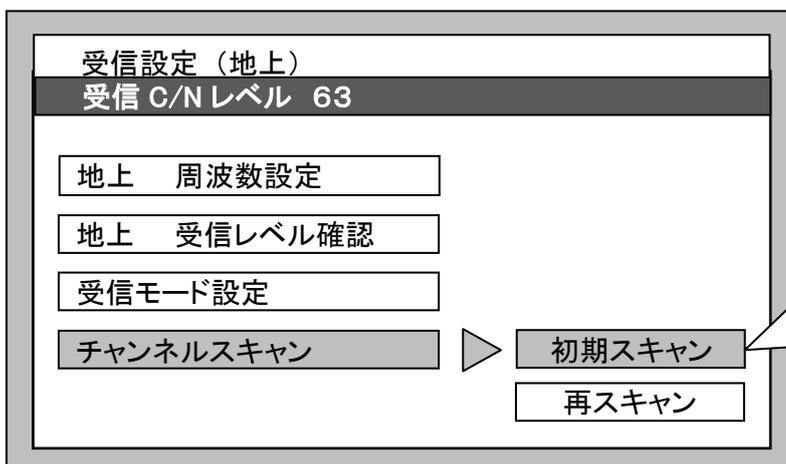
＜地上波入力が1端子のデジタルテレビの例＞



※地上アナログと地上デジタルのアンテナ入力端子が同一の場合は（VHF/UHF）端子に接続

図2 テレビのチャンネル設定の方法

＜チャンネル設定のテレビ画面の例＞



●左図はチャンネル設定を行う場合のテレビ画面の一例です。チャンネル設定は、通常、テレビのメニュー画面で行いますが、製造メーカーや機種によって異なりますので、取扱説明書などでご確認ください。

[例] 初期スキャンを選択したら、「全チャンネル（全帯域）」スキャンを選択してください。

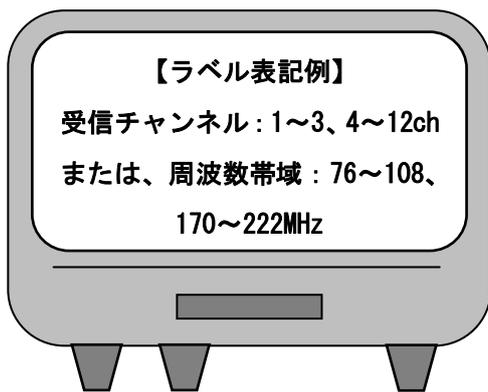
また、UHFアンテナが設置してある場合は、「UHF」スキャンの選択でもチャンネル設定ができます。（「UHF」スキャンの選択が出来ない場合もあります。）

※付属リモコンで選択・決定

通常は、図1、図2の方法でチャンネル設定をすることが出来ますが、建物側に増幅器(ブースター)が設置されていて、その増幅器がテレビ放送の周波数に対応していない場合、取替えなどの改修が必要となります。増幅器の対応しているチャンネルや周波数などの確認は、図3、図4を参考にしてください。

図3 増幅器(ブースター)がミッドバンド周波数帯域(108~170MHz)に対応していない場合

宅内に下記のようなラベル表記された増幅器が設置されている場合



<U・VブースターまたはVHFブースターの例>

<ミッドバンド対応ブースターの例>

図4 増幅器(ブースター)がUHF周波数帯域(470~770MHz)に対応していない場合

宅内に下記のようなラベル表記された増幅器が設置されている場合



<VHFブースターの例>

<U・VブースターまたはUHFブースターの例>